

坂戸市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定並びに坂戸市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

坂戸市監査委員 関 口 万須美
同 柴 田 文 子

1 監査の実施期日及び対象団体

実 施 期 日	対 象 機 関
令和8年8月5日	坂戸市が令和7年度に財政援助をした補助団体
〃 8月6日	30団体

2 監査事項

令和7年度に財政援助をした補助団体の出納、その他事務事業の執行状況

3 監査の結果

令和7年度補助団体に対する補助金の交付及びその他の手続きについては、関係法令並びに坂戸市補助金等の交付に関する規則に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

また、補助団体に係る諸事業並びに経理内容については、補助目的に沿って、概ね妥当であると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査の際に口頭で述べたが、要望事項については以下のとおりであり、検討及び是正されることを要望するものである。

- (1) 補助金を交付する所管課等においては、坂戸市補助金等の交付に関する規則、各補助金交付要綱等に基づき、補助金の趣旨・目的や補助制度への理解を深めると共に、補助金の交付を受ける者とも共通理解となるよう、補助金の申請や補助決算の報告等の機会を捉えて団体等を良く指導されたい。
- (2) 補助金の算出基礎については、団体・法人等の事業内容等を把握・確認し、補助の趣旨・目的が実態と合っているか、厳密な審査に努められたい。
- (3) 交付した補助金については、公益上の必要性を満たしているか、また、社会情勢に適合し効果的に事業推進に活用等がされているか、交付時期を含めて検証・改善を図られたい。

特に、事業実施日数や事業内容等に関しては実績報告を慎重に審査し、効率性や効果などを含め、事業が補助目的に沿っているか常に検討し、見直しなども視野に入れるなど実態に即した対応をされたい。
- (4) 決算報告書の会計責任者名、確認者名等の記載を確認し、団体等の会計処理上の責任体制が確立されているか、審査に努められたい。